

- 及但合員間之起見各種之協調ヲ為スニ當リ
 本但合ハ尤モ事業ヲ行ハルニ目的トシテ
 但合員ノ地位ノ向上ニ思想ヲ改善シ圖ルヲ新
 聞・雜誌・類ノ發行ニ精神ヲ修養シテカレル
 コト
- (一) 但合員ノ労働時間ノ制限 精神ノ生活標準
 船舶設備 契約ノ履行ノ監視 其他利害衝突
 係ニ突スル總テノ保護ヲ行フ事
- (二) 本但合ニ救済部ヲ設ケ職業紹介 寄留病
 院購買 等其他救済ニ突スル附帶事業トシテ
 行フ事
- (三) 本但合ハ法人但合志海員共同救済会ヲ以テ
 救済部トス

第四章 (但合員)

第六條

- 本但合員ハ身體強健ニシテ且ツ船員手帳ヲ所
 有スル者ニ限ル
- (一) 本但合ニ加盟セント欲スル者ハ加盟金トシテ金
 ヲ納入スル事
 (加盟金ハ本但合ノ基本積立金ニ繰入ルコト)
- (二) 但合員トナリ先者ハ但合員手帳ヲ受取リ各自ニ
 保管スル事
- (三) 但合員ハ但合費ヲ負擔ス可キ義務ヲ有スル事
 但合員ハ本規約ニ對シテ一切ヲ遵守シ會議ノ決
 議ニ服従ス可キコトス
- (四) 本但合員ニシテ出帆後ニ二裁罰ヲ受ケル者ハ重罪又
 ハ刑事問題ノ犯罪者トナリ其他一切ノ不法行